

お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



令和 7 年 7 月発行

SNS の激安広告は慎重に！ 代引きトラブルが増えています！

SNS※に表示された広告をきっかけに商品を購入し代金引換サービス（代引き）で支払ったが、粗悪品だったという相談が増えています。（※ソーシャルネットワーキングサービスのこと。例えば Instagram や X（旧 Twitter）、YouTube、TikTok など）



SNS に「1秒で室温を20度下げる」という扇風機の広告が出た。日本企業と大学の共同開発とあったので注文した。代引きで支払ったが広告と違い全く涼しくならない。返品するのでお金を返してほしい。



ネット通販で「粗悪品」が届いたという相談では、**SNS 上の広告がきっかけ**になっていることが多く、実在する企業や大学をかたっていたり、最新技術であるなどと謳っているものの、粗悪品で使うことができないという相談が増えています。



！ 支払い方法が代引きのケースが多く、一度お金を支払ってしまつと販売業者と交渉しなければなりません、購入したサイト（販売業者）がわからない方も多く見られます。

！ 代引きでお金を集金している宅配業者は、粗悪品であってもお金を返すことはできません。送り状に書かれた発送代行業者に連絡しても電話が繋がらず交渉が困難な場合があります。

！ 広告の商品は様々なものがありますが、夏は冷房器具、冬は暖房器具が目立ちます。



SNS は、テレビやラジオ、新聞、雑誌などよりも審査がゆるく、詐欺的な広告が入り込みやすいため、広告の内容を鵜呑みにするのは**とても危険**です。広告によっては「この広告が表示された方のみ」「画面を閉じたら二度と表示されない」等と、購入をおおるものもあります。注文する前に家電量販店やメーカーに問い合わせるなどし、トラブルに遭わないように気をつけましょう。

それ、どこから買いましたか？ 購入先からのメールは消さないで！！



ネット通販の相談では、「どこから購入したのかがわからない」という方がいます。契約者本人が商品名などで検索し見つけたサイトで購入した場合でも、突然表示された広告からサイトに移って購入した場合でも、購入先を確認しないまま注文してしまうことがあるからです。

さらに、購入後に届く注文承諾メールを消してしまう方もおり、購入先の確認ができないケースもあります。ネット通販を利用したときは、商品が手元に届き確認できるまでは購入先から届くメールを消さないようにしましょう。

特定商取引法で通信販売を行う事業者は、事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などを表示しなければならないと定められています。「特定商取引法に基づく表記」や「会社概要」等のページに記載されていますので、購入する前に必ず確認しましょう。

当日になっても届かない!? “クラ T”トラブルに注意



学校に届いたパンフレットを見て、生徒が文化祭で使用するクラス T シャツを注文したが、当日になっても届かず、連絡も取れない。

体育祭や文化祭などの学校行事で着るおそろいの T シャツは「クラス T シャツ（クラ T）」と呼ばれ、オリジナルのデザインを考え、事業者注文するという流れが一般的です。



「注文後、事業者と連絡が取れなくなった」という事態を避けるために、事業者の住所が実在するかどうか確認し、連絡先を把握しておきましょう。返品やキャンセルについても事前に確認しておきましょう。

注文の際は、T シャツを使用するイベントの日時を伝え、商品の発送予定日を確認し、余裕をもって早めに注文しましょう。

カタログに掲載されていたとしても、実在する企業やスポーツチーム等のロゴが入ったデザインは、正規品であることが確認できない場合は絶対に注文してはいけません。

おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター
市役所内

知ろう レッツゴーにっこり

相談直通電話 40-0525

相談受付時間（市役所開庁日） 午前8時30分～午後5時

相談してケロ！

